



2022年5月2日

各 位

会 社 名 株式会社ティーガイア  
代 表 者 名 代表取締役社長 石田 将人  
(コード：3738 東証プライム)  
問 合 せ 先 上席執行役員 経営企画部長 林 薫  
(TEL. 03-6409-1010)

## 配当方針の変更および株主優待制度の変更に関するお知らせ

当社取締役会は、本日付で、配当方針の変更および株主優待制度の一部変更を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 配当方針

##### (1) 変更の理由

当社は、業績の進展状況に応じて、将来の事業展開と経営基盤の強化のために必要な内部留保を確保しながら、配当性向30%以上を目途として利益還元を実施することを基本方針としてまいりました。この度、株主の皆さまへの公平な利益還元の観点から、中長期的な配当金による利益還元の充実を図るべく、2023年3月期より連結配当性向をこれまでの「30%以上」から「40%を目途」に引き上げることといたしました。

##### (2) 配当方針の変更内容

###### <変更前>

当社は、業績の進展状況に応じて、将来の事業展開と経営基盤の強化のために必要な内部留保を確保しながら、配当性向30%以上を目途として利益還元を実施することを基本方針としております。

###### <変更後>

当社は、将来の事業展開と経営基盤の強化のために必要な内部留保を確保しながら、連結配当性向40%を目途に、長期にわたり安定的かつ継続的な利益還元を実施することを基本方針としております。

## 2. 株主優待制度の一部変更

### (1) 変更の理由

当社は、株主の皆様からの日頃のご支援に感謝するとともに、当社株式に対する中長期的な投資魅力を高めることを目的として、株主優待制度を実施しております。

今般の株主の皆様の当社株式保有状況を踏まえ、より長きにわたり当社株式を保有していただくことを目的として、株主優待制度を一部変更することといたしました。株主の皆様におかれましては、何卒ご理解を頂き、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

### (2) 優待の内容

株主優待の贈呈に関わる保有期間の条件を、下記のとおり半年以上といたします。また、9月末日基準日および3月末日基準日に贈呈するQUOカードの額面は同一とし、3年以上当社株式を保有されている株主様におかれましては、長期保有特典を拡充いたしました。

#### <変更前>

100株（1単元）以上保有の株主様に年2回QUOカードを贈呈

| 保有期間<br>保有株式数    | 9月末日基準日 |         | 3月末日基準日 |         | (参考) 年間総額 |         |
|------------------|---------|---------|---------|---------|-----------|---------|
|                  | 1年未満    | 1年以上    | 1年未満    | 1年以上    | 1年未満      | 1年以上    |
| 100株以上<br>300株未満 | 1,000円分 | 2,000円分 | 1,000円分 | 1,000円分 | 2,000円分   | 3,000円分 |
| 300株以上           | 2,000円分 | 3,000円分 | 1,000円分 | 2,000円分 | 3,000円分   | 5,000円分 |

#### <変更後>

半年以上100株以上（1単元）保有の株主様に年2回QUOカードを贈呈

| 保有期間<br>保有株式数    | 9月末日基準日、3月末日基準日 |         | (参考) 年間総額 |         |
|------------------|-----------------|---------|-----------|---------|
|                  | 半年～3年未満         | 3年以上    | 半年～3年未満   | 3年以上    |
| 100株以上<br>300株未満 | 1,000円分         | 2,000円分 | 2,000円分   | 4,000円分 |
| 300株以上           |                 | 3,000円分 |           | 6,000円分 |

- (注) 1. 保有期間は、毎年9月末日および3月末日を基準日として、同一株主番号で連続して100株（1単元）以上の保有を当社株主名簿に記載または記録されている回数に基づいて判定します。
- 保有期間半年以上とは、同一株主番号により2回連続で100株（1単元）以上の保有を記載または記録されていることをいい、同様に3年以上とは7回連続で100株（1単元）以上の保有を記載または記録されていることをいいます。
2. 基準日における保有株式数が100株未満（1単元未満）となる場合は、その時点で保有期間がリセットされ、その次に100株（1単元）以上の保有が確認された時点を、新たに1回目としてカウントいたします。また、相続や株主名簿からの除籍等により株主番号が変更になった場合、過去の保有期間の合算は行いません。

3. 保有株式数は、最新基準日現在の保有株式数にて判定します。同一株主様で株主番号が複数ある場合、株主番号ごとに対象となる株主様を判定し、保有株式数の合算は行いません。

(3) 適用時期

2022年9月末日基準日を対象とする株主優待より上記変更を適用いたします。

以上